

別紙

高知市在宅高齢者配食サービス事業仕様書

- 1 「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて（平成8年5月13日老振第46号厚生省老人保健福祉局長通知）」及び「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン（平成29年3月30日健発0330第6号厚生労働省健康局長通知）」に沿って事業を行うこと。
- 2 食事は、原則としてサービス利用者（以下「利用者」という。）宅へ直接手渡しにて配達すること。
- 3 配達は、弁当形式で配食時にそのまま喫食できること。
- 4 提供する食事は、利用者の希望する曜日の昼食及び夕食とする。
- 5 配達時間は、昼食にあつては午前10時から正午までの間、夕食にあつては午後4時から午後6時までの間に利用者宅に届けるものとする。ただし、利用者及び担当ケアマネジャーからの申し出又は配食事業者が事前に利用者及び担当ケアマネジャーの承諾がある場合は、この限りではない。
- 6 配達区域は、原則として昼食・夕食共、上記5に示す時間帯に配達可能な区域とする。
- 7 直接手渡し出来ない場合は、利用者及び担当ケアマネジャーと事前に決定している方法で対応することとし、その際は、食品衛生上望ましい方策を講じること。
- 8 利用者へのサービス提供開始前に、必ず緊急連絡先、不在時の対応等を確認及び記録し、本市からの問い合わせに対してスムーズに対応できるようにすること。
- 9 食事の献立は、管理栄養士又は栄養士が作成することとし、高齢者の好みに配慮するとともに、十分な栄養・カロリーが確保できるよう工夫すること。
- 10 献立表と1食ごとのカロリー計算は、最低限月単位で作成し、事前に利用者配布すること。
- 11 利用者個々の状態により普通食、きざみ食、軟食、透析食、ムース食等に可能な限り対応すること。普通食以外に対応する場合は、利用者負担額を超えても差し支えないが、事前に利用者に対して差額を提示し確認すること。
- 12 季節の行事等で特別食を実施する場合は、実費として利用者負担額を超えても差し支えないが、事前に利用者に対して差額を提示し確認すること。また、普通食の選択ができるように配慮すること。
- 13 利用者負担額については、直接利用者から徴収すること。
- 14 使い捨て容器を使用する場合で、利用者が希望する場合は容器を回収すること。

- 15 配達を担当する者は、利用者に不快感を与えないよう、その服装、態度、言動等十分配慮すること。
- 16 配達の際は、利用者の安否を確認するものとし、健康状態に異常があった場合は、状況により、適切な関係機関へ連絡するものとする。
- 17 配達時対応マニュアルを作成し、配達員を含む現場スタッフに対して、緊急時の対応等について適切に対処できるよう周知・徹底させること。
- 18 配達時における緊急対応事例については、別紙様式にて報告すること。
- 19 調理を担当する者及び配達する者は、衛生に十分留意するものとし、保健所等の検査を受けた場合はその結果を報告すること。
- 20 利用者に対して配食が困難となった場合は、速やかに代替手段により配食を行うこと。
- 21 この事業に関する経理とこの事業以外の経理を明確に区分すること。